

猛暑期間を休工可能とする試行工事

○多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、4工事(3事務所)を対象に試行を実施中(R8.4現在)

【取組事例】R7熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事(大宮国道事務所)

工事概要

工事種別:アスファルト舗装工事A

工事場所:自)埼玉県熊谷市肥塚 至)埼玉県熊谷市代 他1箇所

工 期:約11ヶ月 (R8.4.1~R9.2.24)

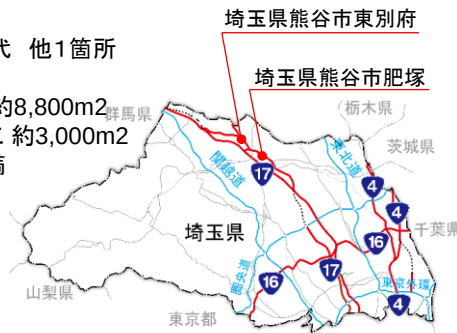
工事概要:【熊谷市肥塚地区】切削オーバーレイ工 約8,800m²

【熊谷市東別府地区】 切削オーバーレイ工 約3,000m²

工事発注規模:1億4,000万円以上 2億2,200万円未満

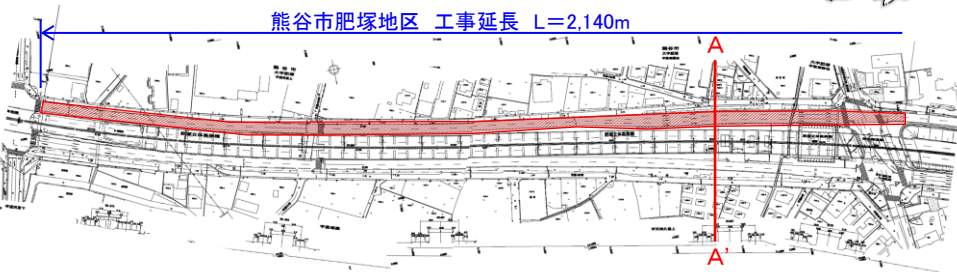
入 札:令和7年度第4四半期

入札方式:総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅱ型)

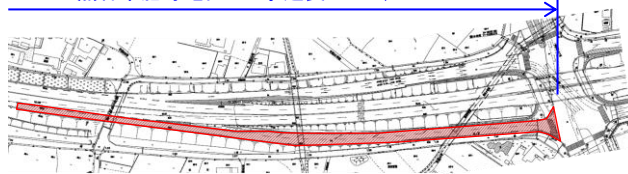


平面图

熊谷市肥塚地区 工事延長 L=2,140m

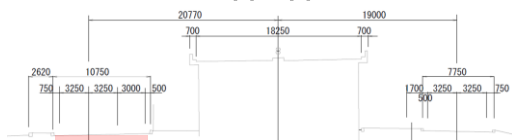


熊谷市肥塚地区 工事延長 L=2,140m



標準横断図

A - A'



舗装構成図



特記仕様書(抜粋)

第48条 猛暑期間を休工可能とする工事について（試行）

1. 本工事は、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とした際の、取組の効果や必要となる費用の実態を調査する試行工事である。
2. 本工事で見込んでいる準休工期間は以下のとおりとする。
準休工期間：令和8年7月1日～令和8年8月31日
なお、発注者が示した準休工期間の中で、受注者は休工期間を任意に設定できるものとするが、最低2週間程度の休工は必須とする。ただし、天候や気象状況により、猛暑対策が不要と判断できる場合は、この限りではない。
休工期間を変更する場合は、工事契約後に監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。
3. 休工期間における増加費用は当初計上していないが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、本試行におけるアンケート調査に協力するものとする。アンケート用紙は別途監督職員より送付する。

概略工程表

[illegible]